

教材名「うばわれた自由」(光村図書 5年 p150「主として自分自身に関すること」善悪の判断、自律、自由と責任、あかつき 5年 p16、「善悪の判断、自律、自由と責任」、学校図書 5年 p65「自分自身を見つめて」善悪の判断、自律、自由と責任 日本文教 5年 p86、「主として自分自身に関すること」善悪の判断、自律、自由と責任 光文 5年 p164「主として自分自身に関すること」善悪の判断、自律、自由と責任、教育出版 6年 p108、「主として自分自身に関すること」善悪の判断、自律、自由と責任、学研未来 5年 p108、「主として自分自身に関すること」善悪の判断、自律、自由と責任)

1. 本教材について

本教材は7社で扱われている。教材の表題から「自由がうばわれるとどうなるのか」といったことかと思って読むと文章につけられた設問等には「責任ある行動とは」「わがままと自由はどう違うか」「善悪の判断」など、自由がうばわれたらどうなるのか、ということよりも王子の行動に注目して「わがまま」「責任ある行動」などが「問い」となっている。

「自由とは何か」という問いはきわめて難しい問いである。こうした難しい問いを4,5年生で考えるというのは無理なのではないか、と思うが、教科書はそれほど難しいことと考えていないように見受けられる。「あかつき」では教材のあとに「法やきまりはだれのもの」というテーマで補足しているが、その内容は表面的な内容で「自由とは何か」というテーマを考えるにはふさわしくないものである。いくつか引用する。「すべての法やきまりを守ることが、社会に生きる私たちの義務なのです」「これらの義務を果たすことによって、与えられている権利があることを忘れてはなりません。」「あなたにはどのような権利があり、その権利のために、どのような義務を果たしていますか。」

こうした文言は今日の法学、倫理学等の検討には耐えられる内容ではない。憲法11条を見ただけで、上に見た問いが成り立たないことがわかるのではないだろうか。学習指導要領解説の内容とも異なっている。「解説」では「自由とは自らに由ることであり、自らの意志や判断で行動することである。」

「自ら考え、判断し、実行し、自己の行為に責任を持つことが道徳の基本である」と書かれている。また、「解説」は「主として集団や社会との関わりに関すること」で、「法やきまりについては、その遵守とともに、一人一人が当事者として関心を持つことが大切であり、適正な手続きを経てこれらを変えることも含め、その在り方について考えることが必要である」とも述べている。「すべてのきまりや法を守ること」は決して私たちの義務ではないのである。

自由は「抑圧されない」「排除されない」「何かを始めることができる」ことを意味している。こうしたことは現在では基本的な人権として憲法によって保障されている。

「あかつき」に書かれているような認識ではなく、社会科で学ぶ権利と義務、自由とはなにか、という知見を元にこの教材を扱うことが重要である。

以上のことから本教材を使った授業は「自由がうばわれるとどうなるのか」「自由はいかに大事か」という視点で計画したい。

2. 本教材を扱う際に、特に注意すべきだと考えたこと

道徳が社会を支える規範であるとするなら社会に対する認識や検討は欠かせない。道徳教育が戦後しばらくの間、社会科を中心にして行われてきたことを想起したい。「自由」という概念が歴史的なものであることも押さえておきたい。また、「解説」にあるように、自由は道徳の基本であることも確認しておきたい。

3. 指導過程

	子どもの活動や教師の発問等	留意点
導 入	<p>本教材を通して読む。</p> <p>文章で理解できないことなどが無いかなどを確認する。</p> <p>王子の行動をどう思うか聞く</p>	<p>読むのは教師でも子どもでも良い。こんな王子が今いたらどう思うか、聞いても良い</p>
展 開	<p>ガリユーはなぜ自由をうばわれたのだろうか。自由をうばったのはだれだろうか。</p> <p>この時代、国のきまりはなかったのだろうか。それとも国のきまりでは王子は何でも許されたのだろうか。今はどうだろうか。自由がなくなったらどうなるだろうか。ガリユーのようにあたり前のことをやったからといって牢屋に入れられたらどう思うか。</p> <p>日本国憲法では前文に「国内に自由のめぐみをみなぎらせることが国民を幸福にするものであると信じる」(教育出版「小学社会下」p29)と書いてあることを伝える。自由のめぐみとは？幸福との関連は？</p> <p>子どもの権利条約を紹介し、この条約がどんな自由を子どもに保障しているか、紹介し、条約が保障している自由がなかったらどうなるか、考える。</p>	<p>6年生になったら歴史を学習することを伝える。</p> <p>“朕は国家である”といった王様が本当にいたことを紹介しても良い。</p> <p>6年生の社会科では、戦争中、子どもまで自由がうばわれたことが書かれている。教育出版p124</p> <p>憲法前文は板書しても良い</p> <p>4年生の場合、子どもの権利条約は難しいので、部分的に紹介する。2,3の条文を紹介することが考えられる。</p>
ま と め	<p>一人一人が「自由がない」と思うのはどんなときか、振り返りに書き、次回の授業につなげる。</p>	

参考資料 子どもの権利条約については「子どもの権利条約」についての指導案を参照